

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第63号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第64号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南木曽町(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品中野店

中野市大字片塩字松崎58-2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カワチ薬品

栃木県小山市卒島1293

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社カワチ薬品

栃木県小山市卒島1293

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年8月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,803平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 142台

(2) 駐輪場の収容台数 40台

(3) 荷さばき施設の面積 161平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社カワチ薬品	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後8時まで

8 届出年月日

平成23年12月28日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成24年1月23日から平成24年5月23日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社O P A

東京都江東区東陽2-2-20

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者氏名
(変更前)

名称又は氏名	代表者氏名	住 所
株式会社フォーユー	今井 里奈	茅野市中沖9-5

ほか9名

(変更後)

名称又は氏名	代表者氏名	住 所
株式会社ワツォースリー販売	越智 正直	大阪府大阪市中央区城見1-4-20

ほか9名

4 変更した年月日

株式会社ワツォースリー販売の出店 平成23年12月10日

株式会社フォーユーの業態変更 平成23年5月1日

5 届出年月日

平成24年1月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年1月23日から平成24年5月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

井上百貨店本店

松本市深志2-3-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社井上

松本市深志2-3-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 15,834平方メートル

(変更後) 9,316平方メートル

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	70台	70台
2	20台	20台
3	18台	—
4	18台	—
5	17台	—
6	17台	—
7	26台	—
8	46台	—
9	25台	—
合計	257台	90台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	161平方メートル	161平方メートル
2	42平方メートル	—
3	84平方メートル	—
合計	287平方メートル	161平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	51立法メートル	51立法メートル
2	19立法メートル	—
合計	70立法メートル	51立法メートル

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社井上	午前10時	午後7時	午前10時	午後7時
株式会社ジュンク堂書店	午前10時	午後8時	—	—
有限会社十字屋商店	午前10時	午後7時	—	—

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時から 午後7時まで	午前8時から 午後7時まで
2	午前7時から 午前11時30分まで	—

4 变更する年月日

平成24年8月23日

5 届出年月日

平成23年12月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年1月23日から平成24年5月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コングロエム

松本市深志1-3-11

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

富岡開発株式会社

松本市島内3443-13

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 15,834平方メートル

(変更後) 3,785平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 66台

(変更後) 設置なし

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	18台	18台
2	18台	18台
3	17台	17台
4	17台	17台
5	26台	26台
6	46台	46台
7	25台	25台
8	70台	—
9	20台	—
合計	257台	167台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	42平方メートル	42平方メートル
2	84平方メートル	84平方メートル
3	161平方メートル	—
合計	287平方メートル	126平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	19立法メートル	19立法メートル
2	51立法メートル	—
合計	70立法メートル	19立法メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社井上	午前10時	午後7時	—	—
株式会社ジュンク堂書店	午前10時	午後8時	午前10時	午後8時
有限会社十字屋商店	午前10時	午後7時	午前10時	午後7時

(7) 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前9時45分から午後7時15分まで

(変更後) 駐車場設置なし

(8) 駐車場の自動車の出入口

(変更前) 2箇所

(変更後) 駐車場設置なし

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前7時から 午前11時30分まで	午前7時から 午前11時30分まで
2	午前8時から 午後7時まで	—

4 変更する年月日

平成24年8月22日

5 届出年月日

平成23年12月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年1月23日から平成24年5月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

平成24年度長野県農業大学校農学部学生の再募集を次のとおり実施します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部守一

1 募集人員及び修業年限

学科	修業年限	募集人員
総合農学科	2年	若干人
実科・研究科	果樹実科・研究科	実科 合計 26人 研究科 合計 35人
	野菜花き実科・研究科	
	畜産実科・研究科	
	南信農業実科・研究科	

2 受験資格

(1) 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成24年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者

（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 実科

次のいずれかに該当する者（平成24年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
- ウ 学校教育法施行規則第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(3) 研究科

次のいずれかに該当する者（平成24年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者
- イ 学校教育法による短期大学を卒業した者
- ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続き

(1) 提出書類

- ア 入学願書（長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。）
- イ 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあっては、卒業証明書、成績証明書又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。）
- ウ 2の(1)のウ又は(2)のウに該当する者にあっては、その事実を証する書類
- エ 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書に貼ってください。）
- オ 受験票
- カ 長形3号封筒（志願者宛てに受験票を返送しますので、住所、氏名、郵便番号を明記し、80円切手を貼ったものを1通提出してください。）
- キ その他校長が必要とする書類

(2) 入学願書の受付期間

平成24年1月23日（月）から平成24年2月1日（水）までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

（郵送による場合は、平成24年2月1日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書に貼り、消印しないでください。）納付してください。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする 学科	提 出 先
総合農学科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話 (026) 278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話 (026) 246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話 (0263) 52-1148
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10931-1 電話 (0263) 52-1188
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話 (0265) 35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査（面接）とし、次により実施します。

(1) 期日及び場所

- ア 期日 平成24年2月14日（火）
- イ 場所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。) 数学I	国語(60分) 小論文(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	化学I 生物I (注)	数学(60分) 公民(60分) 化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	数学I 現代社会 化学I 生物I (注)

(注) 農業の内容は、各種作物の栽培管理及び各種家畜の飼養管理等とします。

イ 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

(3) 合格者の発表

平成24年2月24日(金)午前9時に試験を実施した場所及び長野県農業大学校ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/xnousei/noudai/index.htm>)に掲示するとともに、本人に通知します。なお、電話による問い合わせはできません。

5 その他

- (1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月23日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

長野県丸子修学館高等学校学校運営支援システム一式
長野県松本筑摩高等学校学校運営支援システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年3月1日から平成29年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

上田市中丸子810-2 長野県丸子修学館高等学校
松本市大字島立2237 長野県松本筑摩高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局高校教育課高校改革推進係
電話 026(235)7452
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年2月3日(金) 午後2時
イ 場所 長野県庁 8階審問あっせん室
 - (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成24年1月23日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
3月1日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月23日

長野県南信教育事務所長 青木一男

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

教職員岡谷寮 給水ポンプ修繕工事

3 工事箇所名

岡谷市長地小萩二丁目7-24番地 教職員岡谷寮

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

ア 水道施設工事について入札参加資格を付与されていること。
イ 資格総合点数が705点以下であること。

ウ 諏訪地方事務所管内に本店又は営業所を有していること。

(3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

着手日から40日間

6 支払条件

(1) 前払金

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、

規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成24年1月23日(月)から平成24年2月2日(木)まで次の場所において縦覧に供します。

伊那市荒井3497番地

長野県南信教育事務所 総務課

電話 0265(76)6858

8 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年2月3日(金) 午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 503号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成24年2月2日(木)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

保健厚生課